

令和3年12月7日

令和3年第4回美浦村議会定例会議案

美 浦 村 議 会

議 案 目 次

- 議案第 1 号 大山湖畔公園の設置及び管理に関する条例
- 議案第 2 号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 権利の放棄について（水道料金に係る債権）
- 議案第 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
（美浦村老人福祉センター）
- 議案第 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
（美浦村デイサービスセンター）
- 議案第 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
（美浦村生涯郷土工芸館）
- 議案第 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
（美浦村自立支援センター）
- 議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
（大谷時計台児童館・木原城山児童館）
- 議案第 9 号 令和 3 年度美浦村一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 10 号 令和 3 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 11 号 令和 3 年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 12 号 令和 3 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 13 号 令和 3 年度美浦村水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 14 号 令和 3 年度美浦村下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 15 号 令和 3 年度美浦村電気事業会計補正予算（第 1 号）

議案第1号

大山湖畔公園の設置及び管理に関する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和3年12月7日提出

美浦村長 中島 栄

大山湖畔公園の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、大山湖畔公園（以下「公園」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
大山湖畔公園	美浦村大字大山2014番地8

(管理)

第3条 公園は、村長が管理する。

(業務)

第4条 公園の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公園の維持管理に関する業務
- (2) 公園の使用の許可に関する業務
- (3) その他村長が必要と認める業務

(使用許可)

第5条 公園を使用しようとする者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 公安、風俗、その他公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 公園を損傷し、汚損するおそれがあるとき。
- (3) 専ら私的営利を目的として使用すると認められるとき。
- (4) その他村長が公園の管理上不適當と認めるとき。

3 村長は、第1項の許可にあたって管理上必要な条件を付すことができる。

4 見学等軽微な公園の使用で、村長が適當と認めるときは、第1項の許可を省略することができる。

(行為の許可)

第6条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) その他村長が必要と認めること。

2 村長は、前項の許可にあたって管理上必要な条件を付すことができる。

(行為の禁止)

第7条 公園内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 植物を採取、伐採又は損傷すること。
- (3) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 公園をその用途以外に使用すること。
- (7) 前各号に掲げるものを除くほか、村長が公園の管理に支障があると認める行為をすること。

(許可の取消し等)

第8条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可を受けた者に対し当該許可を取消し、第5条第3項又は第6条第2項の条件を変更し、公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請により許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可後に第5条第2項各号のいずれかに該当すると認められたとき。

(4) 公益上やむを得ない事由が発生したとき。

2 前項の取消し等により生じた損害については、村長はその賠償について責を負わない。

(入館料)

第9条 公園内の施設（建築物に限る。）に入館しようとする者は、別表に定める入館料を納付しなければならない。

2 前項に規定する入館料は、前納しなければならない。ただし、村長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(入館料の減免)

第10条 村長は、公益上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより入館料を減額し、又は免除することができる。

(入館料の返還)

第11条 既に納入された入館料は、返還しない。ただし、村長が特別の事情があると認めたときは、規則で定めるところにより、入館料の全部又は一部を返還することができる。

(損害賠償)

第12条 公園に損害を与えた者は、村長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、村長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第13条 公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の指定に係る手続きは、美浦村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年美浦村条例第15号）によるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 前条第1項の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。

(1) 公園の管理、運営に関する業務

(2) 第4条各号に掲げる業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認める業務

2 前条第1項の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合において、第5条から第12条までの規定中「村長」とあるのは「指定管理者」と、第9条（見出しを含む。）から第11条（見出しを含む。）までの規定中「入館料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、法令、条例その他村長の定めるところに従い、適正に公園の管理を行わなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

(単位：円)

区分		入館料の額（1人1回につき）	
		大人（大学生以上）	小人（小学生以上高校生以下）
通常期間	個人	800	300
	団体(20人以上)	500	200
特別展示期間		2,000円を超えない範囲において特別展示に係る実費を勘案して村長が別に定める額	

議案第 2 号

美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 3 年 1 2 月 7 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例

美浦村国民健康保険条例（昭和 3 4 年美浦村条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「4 0 4, 0 0 0 円」を「4 0 8, 0 0 0 円」に改め、同項ただし書中「1 6, 0 0 0 円」を「1 2, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る美浦村国民健康保険条例第 7 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第3号

権利の放棄について（水道料金に係る債権）

次のとおり、権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月7日提出

美浦村長 中 島 栄

1 権利の内容

水道料金に係る債権

2 権利放棄する件数・金額等

(1) 調定年度 平成13年度～平成27年度

(2) 人 数 545人

(3) 件 数 3,906件

(4) 金 額 13,416,836円

3 権利放棄の理由

平成13年度から平成27年度までの水道料金債権について、未納者に対する納付指導を実施し、収入未済の縮減に向けて努力したが、2年の消滅時効が到来後長年経過しており、行方不明等により徴収の見込みがないものがあり、債権回収が困難であるため、下水道使用料・農業集落排水事業使用料の消滅時効の5年に合わせて債権を放棄するもの。

4 権利放棄の時期
議決の日

議案第4号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
美浦村老人福祉センター
- 2 指定する団体の名称
社会福祉法人 美浦村社会福祉協議会
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

令和3年12月7日提出

美浦村長 中 島 栄

議案第5号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
美浦村デイサービスセンター
- 2 指定する団体の名称
社会福祉法人 美浦村社会福祉協議会
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

令和3年12月7日提出

美浦村長 中 島 栄

議案第6号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
美浦村生涯郷土工芸館
- 2 指定する団体の名称
公益社団法人 美浦村シルバー人材センター
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

令和3年12月7日提出

美浦村長 中 島 栄

議案第7号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
美浦村自立支援センター
- 2 指定する団体の名称
社会福祉法人 美浦村社会福祉協議会
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

令和3年12月7日提出

美浦村長 中 島 栄

議案第 8 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

美浦村立大谷時計台児童館

美浦村立木原城山児童館

2 指定する団体の名称

株式会社 明日葉

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 12 月 7 日提出

美浦村長 中 島 栄

議案第9号

令和3年度美浦村一般会計補正予算（第6号）

令和3年度美浦村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ246,127千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,766,014千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年12月7日提出

美浦村長 中島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		655,891	111,527	767,418
	1 国庫負担金	442,708	991	443,699
	2 国庫補助金	210,460	110,536	320,996
16 県支出金		374,923	1,517	376,440
	1 県負担金	209,235	1,165	210,400
	2 県補助金	121,402	352	121,754
17 財産収入		6,807	36,838	43,645
	2 財産売払収入	3	36,838	36,841
18 寄附金		126,002	60,000	186,002
	1 寄附金	126,002	60,000	186,002
19 繰入金		111,445	28,041	139,486
	1 特別会計繰入金	11,133	34,273	45,406
	2 基金繰入金	100,312	△6,232	94,080
21 諸収入		115,014	8,204	123,218
	5 雑入	105,887	8,204	114,091
歳入合計		6,519,887	246,127	6,766,014

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,225,831	112,435	1,338,266
	1 総務管理費	976,787	113,845	1,090,632
	2 徴税費	157,251	△1,410	155,841
3 民生費		1,783,032	114,223	1,897,255
	1 社会福祉費	1,191,339	2,978	1,194,317
	2 児童福祉費	591,393	111,245	702,638
4 衛生費		902,575	1,109	903,684
	1 保健衛生費	294,297	1,109	295,406
5 農林水産業費		273,565	△686	272,879
	1 農業費	271,204	△686	270,518
7 土木費		328,905	6,450	335,355
	1 土木管理費	52,701	450	53,151
	2 道路橋梁費	151,990	6,000	157,990
9 教育費		882,496	17,321	899,817
	1 教育総務費	191,962	14,866	206,828
	2 小学校費	103,444	1,362	104,806
	3 中学校費	123,671	2,202	125,873
	4 幼稚園費	97,563	1,168	98,731
	5 社会教育費	195,106	△2,696	192,410
	6 保健体育費	170,750	419	171,169
11 公債費		645,227	△4,725	640,502
	1 公債費	645,227	△4,725	640,502
歳 出 合 計		6,519,887	246,127	6,766,014

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
光と風の丘公園(野球場・テニスコート)整備委託料	令和4年度 ～令和6年度	14,448
空調機器保守管理委託料	令和4年度 ～令和6年度	4,641
建設図面プログラム保守委託料	令和4年度 ～令和5年度	71
議会だより印刷製本費	令和4年度	512
議事録作成支援システム保守管理委託料	令和4年度	429
広報みほ印刷製本費	令和4年度	1,967
広報みほ等定期配布業務委託料	令和4年度	212
広報紙等作成ソフトウェア使用料	令和4年度	306
福祉バス運転業務委託料	令和4年度	3,322
こころの健康相談事業委託料	令和4年度	180
こころの体温計業務委託料	令和4年度	28
地域福祉計画策定委託料	令和4年度	5,088
地域公共交通運行管理業務委託料	令和4年度	18,587
地域活動支援センター事業委託料	令和4年度	892
地域生活支援事業委託料	令和4年度	64
子育て支援センター管理業務委託料	令和4年度	1,729
ワクチン接種会場駐車場案内業務委託料	令和4年度	1,141
新型コロナウイルスワクチン接種 コールセンター業務委託料	令和4年度	4,465
新型コロナウイルスワクチン管理業務委託料	令和4年度	1,259
母子健康手帳アプリ使用料	令和4年度	264
河川水質調査委託料	令和4年度	167
資源ゴミ回収業務委託料	令和4年度	121
一般ごみ訪問収集業務委託料	令和4年度	284
美駒地区粗大ゴミ収集業務委託料	令和4年度	1,408
動物死骸処理委託料	令和4年度	1,210
防犯カメラ保守管理委託料	令和4年度	434
自動体外式除細動器賃貸借料	令和4年度	35

腸内病原細菌検査等業務委託料	令和4年度	207
バス運行業務委託料（大谷小）	令和4年度	7,150
いじめ防止アプリ使用料	令和4年度	112
英語指導助手業務委託料	令和4年度	10,624
自家用電気工作物保安管理委託料	令和4年度	162
電気設備保守管理委託料	令和4年度	209
調光機器保守管理委託料	令和4年度	275
中央公民館管理委託料	令和4年度	3,928
T R C 図書マーク保守料	令和4年度	220
図書データ TOOLi 使用料	令和4年度	616
光と風の丘公園管理業務委託料	令和4年度	12,150
寝具賃借料	令和4年度	618
バス運行業務委託料（幼稚園）	令和4年度	5,280
清掃委託料	令和4年度	3,060
施設備品賃借料	令和4年度	859
合 計		258,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	655,891	111,527	767,418
16 県支出金	374,923	1,517	376,440
17 財産収入	6,807	36,838	43,645
18 寄附金	126,002	60,000	186,002
19 繰入金	111,445	28,041	139,486
21 諸収入	115,014	8,204	123,218
歳入合計	6,519,887	246,127	6,766,014

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1,225,831	112,435	1,338,266				112,435
3 民生費	1,783,032	114,223	1,897,255	111,389			2,834
4 衛生費	902,575	1,109	903,684	111			998
5 農林水産業費	273,565	△686	272,879	△628			△58
7 土木費	328,905	6,450	335,355				6,450
9 教育費	882,496	17,321	899,817	2,088		△2,036	17,269
11 公債費	645,227	△4,725	640,502				△4,725
歳 出 合 計	6,519,887	246,127	6,766,014	112,960		△2,036	135,203

2 歳入
(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
3 教育費国庫負担金	8,123	991	9,114
計	442,708	991	443,699

節		説明	
区分	金額		
1 教育費負担金	991	10 子どものための教育・保育給付費負担金（教育）	991

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	14,405	110,803	125,208
3 衛生費国庫補助金	62,359	111	62,470
5 教育費国庫補助金	877	250	1,127
6 農林水産業費国庫補助金	628	△628	0
計	210,460	110,536	320,996

2 児童福祉費補助金	110,803	110 子育て世帯臨時特別給付金補助金	108,950
		111 子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金	1,853
1 保健衛生費補助金	111	25 疾病予防対策事業費等補助金	111
1 小学校費補助金	175	60 学校保健特別対策事業費補助金	175
2 中学校費補助金	75	40 学校保健特別対策事業費補助金	75
1 農業費補助金	△628	6 鳥獣被害防止総合対策交付金	△628

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	204,974	670	205,644
3 教育費県負担金	4,061	495	4,556
計	209,235	1,165	210,400

5 後期高齢者医療広域連合負担金	670	5 保険基盤安定負担金（3／4）	670
1 教育費県負担金	495	5 子どものための教育・保育給付費負担金（教育）	495

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

7 教育費県補助金	4,560	352	4,912
計	121,402	352	121,754

3 幼稚園費補助金	352	15 子どものための教育・保育給付費地方単独費用県補助金	352
-----------	-----	------------------------------	-----

(款) 17 財産収入

(項) 2 財産売却収入

1 不動産売却収入	1	36,745	36,746
3 物品売却収入	1	93	94
計	3	36,838	36,841

1 土地建物売却収入	36,745	5 土地建物売却収入	36,745
1 物品売却収入	93	5 物品売却収入	93

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

1 一般寄附金	66,000	60,000	126,000
計	126,002	60,000	186,002

1 一般寄附金	60,000	20 一般寄附金	60,000
---------	--------	----------	--------

(款) 19 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
6 電気事業会計繰入金	0	34,273	34,273
計	11,133	34,273	45,406

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 ふるさと基金繰入金	1,070	△920	150
8 財政調整基金繰入金	4,277	△4,276	1
10 ふるさと応援基金繰入金	48,292	△1,036	47,256
計	100,312	△6,232	94,080

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

3 雑入	47,466	8,204	55,670
計	105,887	8,204	114,091

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 電気事業会計繰入金	34,273	5 電気事業会計繰入金	34,273

1 ふるさと基金繰入金	△920	5 ふるさと基金繰入金	△920
1 財政調整基金繰入金	△4,276	5 財政調整基金繰入金	△4,276
1 ふるさと応援基金繰入金	△1,036	5 ふるさと応援基金繰入金	△1,036

7 雑入	8,204	52 浦河町交流事業参加者負担金	△80
		138 茨城県後期高齢者医療広域連合療養給付費市町村負担金精算金	8,284

3 歳出
(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	245,663	0	245,663				
5 財産管理費	41,524	404	41,928				404
6 財政調整基金費	372,541	74,442	446,983				74,442
7 企画費	130,928	△9,877	121,051				△9,877
14 減債基金費	91,001	27,376	118,377				27,376

節		説明
区分	金額	
4 共済費		2 職員給与関係経費
		4 共済費
		2 職員共済組合負担金 767
		4 職員共済組合負担金(会計年度任用職フルタイム)
		6 社会保険料 △767
		4 社会保険料(会計年度任用職フルタイム)
		2 庁舎管理費 137
11 役務費	25	12 委託料 137
		2 保守点検委託料
		3 自動扉保守管理委託料
12 委託料	379	3 公用車管理費 25
		11 役務費 25
		6 損害保険料
		2 自動車損害共済保険料
		4 管財事務費 242
		12 委託料 242
		5 業務委託料
		15 不動産鑑定業務委託料
24 積立金	74,442	2 財政調整基金費 74,442
		24 積立金 74,442
		1 財政調整基金積立金
		1 財政調整基金積立金
1 報酬	66	3 行政情報化推進事業費 1,100
		12 委託料 572
		5 業務委託料
		10 電算システム移行関係業務委託料
8 旅費	10	14 工事請負費 528
		2 建築工事
		2 電気通信工事
10 需用費	2	14 総合計画策定事業費 78
		1 報酬 66
		3 非常勤職員報酬
		5 総合計画検証委員会委員
		8 旅費 10
		1 費用弁償
		1 費用弁償
		10 需用費 2
		3 食糧費
		1 食糧費
22 償還金、利子及び割引料	△11,055	23 新型コロナ対応地方創生臨時交付金事業費 △11,055
		22 償還金、利子及び割引料 △11,055
		5 国庫支出金等返還金
		1 国庫支出金返還金
24 積立金	27,376	2 減債基金費 27,376
		24 積立金 27,376
		2 減債基金積立金
		1 減債基金積立金

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
15 陸平基金費	10,001	1,500	11,501				1,500
17 学校施設建設基金費	24	20,000	20,024				20,000
計	976,787	113,845	1,090,632				113,845

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

3 徴收费	79,280	△1,410	77,870				△1,410
計	157,251	△1,410	155,841				△1,410

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

2 老人福祉費	260,038	655	260,693				655
3 障がい者福祉費	328,362	530	328,892				530
6 後期高齢者医療給付費	187,331	892	188,223	670			222
7 医療福祉費	106,339	901	107,240				901
計	1,191,339	2,978	1,194,317	670			2,308

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
24 積立金	1,500	2 陸平基金費 1,500 24 積立金 1,500 7 陸平基金積立金 1 陸平基金積立金
24 積立金	20,000	2 学校施設建設基金費 20,000 24 積立金 20,000 9 学校施設建設基金積立金 1 学校施設建設基金積立金

3 職員手当等	△1,500	1 職員給与関係経費 △1,500 3 職員手当等 △1,500 5 時間外勤務手当 1 時間外勤務手当
10 需用費	90	2 徴收事務費 90 10 需用費 90 4 印刷製本費 1 印刷製本費

10 需用費	55	6 在宅福祉事業費 55 10 需用費 55 4 印刷製本費 1 印刷製本費
27 繰出金	600	9 介護保険特別会計繰出金 600 27 繰出金 600 9 介護保険特別会計繰出金 1 介護保険特別会計繰出金
19 扶助費	530	6 障がい者地域生活支援事業費 530 19 扶助費 530 5 その他扶助費 75 成年後見人制度利用支援助成費
27 繰出金	892	3 後期高齢者医療特別会計繰出金 892 27 繰出金 892 17 後期高齢者医療特別会計繰出金（保険基盤安定分） 1 後期高齢者医療特別会計繰出金（保険基盤安定分）
22 償還金、利子及び割引料	901	2 医療福祉事務費 901 22 償還金、利子及び割引料 901 5 国庫支出金等返還金 2 県支出金返還金

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	100,710	110,804	211,514	110,719			85
3 保育所費	235,152	441	235,593				441
計	591,393	111,245	702,638	110,719			526

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2 予防費	228,491	1,051	229,542	111			940
3 保健センター管理費	3,242	58	3,300				58
計	294,297	1,109	295,406	111			998

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業委員会費	22,262	30	22,292				30
----------	--------	----	--------	--	--	--	----

(単位：千円)

区分	金額	説明
11 役務費	403	12 特別児童扶養手当事務費 1
12 委託料	1,450	22 償還金、利子及び割引料 1 5 国庫支出金等返還金 1 1 国庫支出金返還金
18 負担金補助及び交付金	108,950	65 子育て世帯臨時特別給付金給付費 108,950 18 負担金補助及び交付金 108,950 10 補助金 10 子育て世帯臨時特別給付金
22 償還金、利子及び割引料	1	66 子育て世帯臨時特別給付金給付事務費 1,853 11 役務費 403 1 通信運搬費 183 1 郵便料 4 手数料 220 33 口座振込手数料 12 委託料 1,450 5 業務委託料 570 5 申請書等作成業務委託料 7 電算処理委託料 880 5 システム改修業務委託料
1 報酬	441	4 木原保育所運営費 441 1 報酬 441 4 会計年度任用職員報酬 13 保育士

12 委託料	264	3 母子保健事業費 787 18 負担金補助及び交付金 500 10 補助金 5 不妊治療費補助金 22 償還金、利子及び割引料 287 5 国庫支出金等返還金 1 国庫支出金返還金
18 負担金補助及び交付金	500	4 健康診断事業費 264 12 委託料 264 5 業務委託料 29 健康管理システム改修委託料
22 償還金、利子及び割引料	287	2 保健センター管理費 58 11 役務費 58 1 通信運搬費 2 電話料

4 共済費	30	1 職員給与関係経費 30 4 共済費 30 2 職員共済組合負担金 3 職員共済組合負担金（一般職）
-------	----	---

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
3 農業振興費	53,985	△709	53,276	△628			△81
5 農地費	150,045	△7	150,038				△7
計	271,204	△686	270,518	△628			△58

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	52,701	450	53,151				450
計	52,701	450	53,151				450

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2 道路維持費	18,927	6,000	24,927				6,000
計	151,990	6,000	157,990				6,000

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	190,499	14,866	205,365	1,838			13,028
計	191,962	14,866	206,828	1,838			13,028

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		3 農業経営対策事業費 △709
18 負担金補助及び交付金	△709	18 負担金補助及び交付金 △709 5 負担金 △80 5 全国農業サミット市町村負担金 △40 6 全国農業サミット参加者負担金 △40 10 補助金 △629 10 鳥獣被害防止総合対策事業補助金
		2 土地改良振興事業費 △7
18 負担金補助及び交付金	△7	18 負担金補助及び交付金 △7 5 負担金 3 稲敷管内職員研究会

		1 職員給与関係経費 450
4 共済費	450	4 共済費 450 2 職員共済組合負担金 3 職員共済組合負担金 (一般職)

		2 道路維持補修事業費 6,000
14 工事請負費	6,000	14 工事請負費 6,000 3 維持補修工事 1 村道補修工事

		8 教育相談センター事業費 47
8 旅費	47	8 旅費 47 1 費用弁償
		11 施設型給付事業費 (教育認定) 2,688
12 委託料	11,750	18 負担金補助及び交付金 2,688 5 負担金 10 施設型給付費 (私立)
		60 新型コロナ教育関連対策事業 381
18 負担金補助及び交付金	3,069	18 負担金補助及び交付金 381 10 補助金 15 修学旅行等キャンセル料補助金
		61 GIGAスクール構想実現事業 11,750
		12 委託料 11,750 5 業務委託料 5 パソコン設定委託料

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	92,399	1,362	93,761	175			1,187
計	103,444	1,362	104,806	175			1,187

区分	金額	説明	
		項目	金額
10 需用費	1,008	3 木原小学校学校管理費	160
		10 需用費	160
		2 燃料費	
		1 庁舎用燃料代	
12 委託料	50	4 大谷小学校学校管理費	260
		10 需用費	260
		2 燃料費	
		1 庁舎用燃料代	
17 備品購入費	304	5 安中小学校学校管理費	180
		10 需用費	130
		2 燃料費	
		1 庁舎用燃料代	
		12 委託料	50
		2 保守点検委託料	
		44 複合機保守点検委託料	
		7 小学校施設管理費	411
		10 需用費	411
		6 修繕料	
		2 施設等修繕料	
		60 木原小学校保健特別対策事業	100
		10 需用費	34
		1 消耗品費	
		1 消耗品費	
		17 備品購入費	66
		1 庁用器具費	
		1 庁用器具費	
		61 大谷小学校保健特別対策事業	151
		10 需用費	13
		1 消耗品費	
		1 消耗品費	
		17 備品購入費	138
		1 庁用器具費	
		1 庁用器具費	
		62 安中小学校保健特別対策事業	100
		17 備品購入費	100
		1 庁用器具費	
		1 庁用器具費	
		5 中学校施設管理費	2,046
10 需用費	2,107	10 需用費	2,019
		6 修繕料	
		2 施設等修繕料	
12 委託料	27	12 委託料	27
		2 保守点検委託料	
		2 電気設備保守管理委託料	
17 備品購入費	68	53 美浦中学校保健特別対策事業	156
		10 需用費	88

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	108,044	2,202	110,246	75			2,127
---------	---------	-------	---------	----	--	--	-------

10 需用費	2,107	10 需用費	2,019
		6 修繕料	
		2 施設等修繕料	
12 委託料	27	12 委託料	27
		2 保守点検委託料	
		2 電気設備保守管理委託料	
17 備品購入費	68	53 美浦中学校保健特別対策事業	156
		10 需用費	88

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(1 学校管理費)							
計	123,671	2,202	125,873	75			2,127

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園費	97,563	1,168	98,731				1,168
計	97,563	1,168	98,731				1,168

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	96,455	△1,000	95,455			△1,000	
2 公民館費	69,735	△1,806	67,929			△1,036	△770

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		1 消耗品費 1 消耗品費 17 備品購入費 1 庁用器具費 1 庁用器具費
		68

3 職員手当等	210	1 職員給与関係経費 210 3 職員手当等 210 5 時間外勤務手当 1 時間外勤務手当
4 共済費	738	3 幼稚園運営費 958 4 共済費 738 6 社会保険料 5 社会保険料(会計年度任用職パートタイム)
10 需用費	220	10 需用費 220 6 修繕料 3 公用車等修繕料

10 需用費	△500	5 青少年健全育成事業費 △1,000 10 需用費 △500 1 消耗品費 △100 1 消耗品費 3 食糧費 △400 1 食糧費 13 使用料及び賃借料 △500 1 使用料 △300 1 有料道路使用料 △50 2 駐車場使用料 △50 5 入場料 △200 2 賃借料 △200 7 バス借上料
13 使用料及び賃借料	△500	
10 需用費	2,420	3 中央公民館管理費 1,194 10 需用費 2,420 6 修繕料 2 施設等修繕料
14 工事請負費	△1,226	14 工事請負費 △1,226 3 維持補修工事 20 トイレ改修工事 △1,056 37 中央公民館大ホール調光操作卓改修工事 △170
18 負担金補助及び交付金	△3,000	5 “みほ”産業文化・スポーツフェスティバル事業費 △3,000 18 負担金補助及び交付金 △3,000 10 補助金 1 “みほ”産業文化・スポーツフェスティバル

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 文化財保護費	19,720	110	19,830				110
計	195,106	△2,696	192,410			△2,036	△660

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

3 光と風の丘公園管理費	35,079	150	35,229				150
4 学校給食費	127,464	269	127,733				269
計	170,750	419	171,169				419

(款) 11 公債費

(項) 1 公債費

1 元金	601,933	1,567	603,500				1,567
2 利子	43,293	△6,292	37,001				△6,292
計	645,227	△4,725	640,502				△4,725

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 需用費	110	2 文化財施設管理費 110 10 需用費 110 6 修繕料 2 施設等修繕料

17 備品購入費	150	2 光と風の丘公園管理費 150 17 備品購入費 150 2 機械器具費 1 機械器具費
17 備品購入費	269	12 学校給食施設管理費 269 17 備品購入費 269 1 庁用器具費 1 庁用器具費

22 償還金、利子及び割引料	1,567	2 元金償還費 1,567 22 償還金、利子及び割引料 1,567 1 長期借入金元金償還金 1 長期借入金元金償還金
22 償還金、利子及び割引料	△6,292	2 利子償還費 △6,292 22 償還金、利子及び割引料 △6,292 2 長期借入金利子償還金 1 長期借入金利子償還金

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)				
補正後	長等	2		13,920	4,470 (3.35)			2,070	20,460	2,346	22,806	
	議員	12	41,784		13,415 (3.35)				55,199	14,212	69,411	
	その他の 特別職	639	23,837						23,837		23,837	
	計	653	65,621	13,920	17,885			2,070	99,496	16,558	116,054	
補正前	長等	2		13,920	4,470 (3.35)			2,070	20,460	2,346	22,806	
	議員	12	41,784		13,415 (3.35)				55,199	14,212	69,411	
	その他の 特別職	626	23,771						23,771		23,771	
	計	640	65,555	13,920	17,885			2,070	99,430	16,558	115,988	
比較	長等											
	議員											
	その他の 特別職	13	66						66		66	
	計	13	66						66		66	

2. 一般職
(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>63</u>) 170	75,280	592,135	396,049	1,063,464	190,085	1,253,549	
補正前	(<u>63</u>) 170	74,839	592,135	397,339	1,064,313	188,867	1,253,180	
比較	(<u> </u>)	441		△ 1,290	△ 849	1,218	369	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	11,325	5,601	9,865		38,164	1,074	14,942	144,262	91,387	79,429	
	補正前	11,325	5,601	9,865		39,454	1,074	14,942	144,262	91,387	79,429	
	比較					△ 1,290						

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>2</u>) 137		516,083	349,506	865,589	159,034	1,024,623	
補正前	(<u>2</u>) 137		516,083	350,796	866,879	158,554	1,025,433	
比較	(<u> </u>)			△ 1,290	△ 1,290	480	△ 810	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	11,325	5,601	8,394		33,954	1,074	14,942	114,374	91,387	68,455	
	補正前	11,325	5,601	8,394		35,244	1,074	14,942	114,374	91,387	68,455	
	比較					△ 1,290						

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>61</u> 33)	75,280	76,052	46,543	197,875	31,051	228,926	
補 正 前	(<u>61</u> 33)	74,839	76,052	46,543	197,434	30,313	227,747	
比 較	(<u> </u>)	441			441	738	1,179	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後			1,471		4,210			29,888		10,974	
	補 正 前			1,471		4,210			29,888		10,974	
	比 較											

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員以外)

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分	一般行政職 技能労務職	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 0.00 % 本年度 給料の改定率(見込) 0.00 %
		昇給に伴う増減分	一般行政職 技能労務職	
		その他の増減分	退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況 (会計年度任用職員以外) 現に在職する 職員数 計 補正後 139 人 139 人 補正前 139 人 139 人 増 減 人 人 採用、退職の状況 採 用 退 職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職 員 手 当	△ 1,290	制度改正に伴う増減分	住居手当 勤勉手当	
		その他の増減分	扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	△ 1,290

3. 給与及び手当の状況（会計年度任用職員以外）

ア. 職員一人当たりの給与

（単位：円）

区 分		一般行政職	技能労務職
令和3年12月1日現在	平均給料月額	318,182	315,757
	平均給与月額	375,064	323,257
	平均年令	42歳 4月	56歳 3月
令和3年 9月1日現在	平均給料月額	317,656	315,757
	平均給与月額	356,380	322,414
	平均年令	42歳 1月	56歳 0月

イ. 初 任 給

（単位：円）

区 分	一般行政職	技能労務職	国の制度	
			一般行政職	技能労務職
高 校 卒	154,900	152,700	150,600	147,900
大 学 卒	182,200	-	182,200	-

ウ. 等級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数（人）	構成比（％）	級	職員数（人）	構成比（％）
令和3年12月1日現在	7	() 4	() 3.4%	4	() 7	() 100.0%
	6	() 16	() 13.6%	3	()	()
	5	() 15	() 12.7%	2	()	()
	4	() 30	() 25.4%	1	()	()
	3	() 21	() 17.8%			
	2	() 23	() 19.5%			
	1	() 9	() 7.6%			
	計	() 118	() 100.0%	計	() 7	() 100.0%
令和3年 9月1日現在	7	() 4	() 3.4%	4	() 7	() 100.0%
	6	() 16	() 13.6%	3	()	()
	5	() 15	() 12.7%	2	()	()
	4	() 30	() 25.4%	1	()	()
	3	() 21	() 17.8%			
	2	() 23	() 19.5%			
	1	() 9	() 7.6%			
	計	() 118	() 100.0%	計	() 7	() 100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、技師補、主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士	困難な職務を分掌する主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士	主任、係長、主任保育士、主任看護師、主任保健師、主任栄養士、主任社会福祉士	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、課長補佐、室長補佐、局長補佐及び出先機関の長の補佐、職務を指揮、監督する出先機関の長、課長、室長及び局長	特に困難な職務を分掌する課長、局長及び室長、特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長	部長

区分	一級	二級	三級	四級
技能労務職	用務手、労務作業員等(以下「用務手等」という。)調理師自動車運転手	用務手等調理師自動車運転手	相当の経験を有する用務手等相当の技能又は経験を有する調理師相当の技能又は経験を有する自動車運転手	困難な業務を行う用務手等高度の技能又は経験を有する調理師高度の技能又は経験を有する自動車運転手

エ. 昇給

区分	合計	代表的な職種			
		一般行政職	技能労務職		
補正後	職員数 (A) (人)	132	118	7	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					
補正前	職員数 (A) (人)	132	118	7	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					

オ. 期末手当 ・ 勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{2.35}{4.45}$)	有	
補 正 前	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{2.35}{4.45}$)	有	
国の制度	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{2.35}{4.45}$)	有	

() 内は、再任用職員である。

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第10号

令和3年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度美浦村の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ876千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,785,604千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月7日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1	81	82
	1 国庫補助金	1	81	82
8 諸収入		6,655	795	7,450
	5 雑入	3,389	795	4,184
歳入合計		1,784,728	876	1,785,604

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		47,861	81	47,942
	1 総務管理費	44,293	81	44,374
6 基金積立金		112,448	△1,087	111,361
	1 基金積立金	112,448	△1,087	111,361
8 諸支出金		4,878	1,882	6,760
	1 償還金及び還付加算金	2,629	1,882	4,511
歳 出 合 計		1,784,728	876	1,785,604

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	1	81	82
8 諸収入	6,655	795	7,450
歳入合計	1,784,728	876	1,785,604

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	47,861	81	47,942	81			
6 基金積立金	112,448	△1,087	111,361				△1,087
8 諸支出金	4,878	1,882	6,760				1,882
歳 出 合 計	1,784,728	876	1,785,604	81			795

2 歳 入
 (款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	81	81
計	1	81	82

節		説明	
区分	金額		
1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	81	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	81

(款) 8 諸収入

(項) 5 雑入

1 一般被保険者第三者納付金	1,701	795	2,496
計	3,389	795	4,184

1 一般被保険者第三者納付金（現物給付分）	381	5 交通事故等第三者納付金（現物給付分）	381
2 一般被保険者第三者納付金（現金給付分）	414	5 交通事故等第三者納付金（現金給付分）	414

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	43,456	81	43,537	81			
計	44,293	81	44,374	81			

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 支払準備基金積立金	112,448	△1,087	111,361				△1,087
計	112,448	△1,087	111,361				△1,087

(款) 8 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

5 その他償還金	2	1,882	1,884				1,882
計	2,629	1,882	4,511				1,882

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		2 国民健康保険事務費 81
10 需用費	66	10 需用費 66 4 印刷製本費 1 印刷製本費
11 役務費	15	11 役務費 15 1 通信運搬費 1 郵便料

		2 支払準備基金 △1,087
24 積立金	△1,087	24 積立金 △1,087 10 支払準備基金積立金 1 支払準備基金積立金

		2 国庫支出金等返還金 1,882
22 償還金、利子及び割引料	1,882	22 償還金、利子及び割引料 1,882 5 国庫支出金等返還金 2 県支出金返還金

議案第11号

令和3年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度美浦村の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年12月7日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
【保険事業勘定】				
7 繰入金		265,130	0	265,130
	1 一般会計繰入金	219,930	600	220,530
	3 介護サービス事業勘定繰入金	1,200	△600	600
保険事業勘定歳入合計		1,412,830	0	1,412,830

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
【介護サービス事業勘定】				
介護サービス事業勘定歳入合計		3,000	0	3,000
歳入合計		1,415,830	0	1,415,830

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
【保険事業勘定】				
保険事業勘定歳出合計		1,412,830	0	1,412,830

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
【介護サービス事業勘定】				
1 諸支出金		1,200	△600	600
	1 地域支援事業繰出金	1,200	△600	600
2 サービス事業費		1,800	600	2,400
	1 居宅サービス事業費	1,800	600	2,400
介護サービス事業勘定歳出合計		3,000	0	3,000
歳 出 合 計		1,415,830	0	1,415,830

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
第 9 期 美 浦 村 高 齢 者 福 祉 計 画 ・ 介 護 保 険 事 業 計 画 策 定 業 務 委 託 料	令 和 4 年 度 ～ 令 和 5 年 度	6,050
合 計		6,050

令和 3 年 度

介護保険特別会計（保険事業勘定）

歳入歳出補正予算事項別明細書

記号番号	0 8 4 4 2 6	保険者名	美浦村
------	-------------	------	-----

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	265,130	0	265,130
歳入合計	1,412,830	0	1,412,830

2 歳 入
(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2 その他一般会計繰入金	43,555	600	44,155
計	219,930	600	220,530

(款) 7 繰入金

(項) 3 介護サービス事業勘定繰入金

1 介護サービス事業勘定繰入金	1,200	△600	600
計	1,200	△600	600

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 職員給与費等繰入金	600	1 職員給与費等繰入金 600

1 介護サービス事業勘定繰入金	△600	5 指定介護予防支援事業所収入繰入金 △600
-----------------	------	-------------------------

令和 3 年 度

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）

歳入歳出補正予算事項別明細書

記号番号	0 8 4 4 2 6	保険者名	美浦村
------	-------------	------	-----

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 諸支出金	1,200	△600	600			△600	
2 サービス事業費	1,800	600	2,400			600	
歳 出 合 計	3,000	0	3,000				

3 歳 出

(款) 1 諸支出金

(項) 1 地域支援事業繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 地域支援事業繰出金	1,200	△600	600			△600	
計	1,200	△600	600			△600	

(款) 2 サービス事業費

(項) 1 居宅サービス事業費

1 介護予防支援事業費	1,800	600	2,400			600	
計	1,800	600	2,400			600	

節		説明
区分	金額	
27 繰出金	△600	2 地域支援事業繰出金 △600 27 繰出金 △600 15 保険勘定繰出金 1 保険勘定繰出金

12 委託料	600	2 新予防給付ケアマネジメント事業費 600 12 委託料 600 5 業務委託料 1 新予防給付ケアマネジメント委託料
--------	-----	---

議案第12号

令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和3年度美浦村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ892千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176,365千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月7日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		39,201	892	40,093
	1 一般会計繰入金	39,201	892	40,093
歳入合計		175,473	892	176,365

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		171,979	892	172,871
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	171,979	892	172,871
歳 出 合 計		175,473	892	176,365

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	39,201	892	40,093
歳入合計	175,473	892	176,365

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療広域連 合納付金	171,979	892	172,871			892	
歳 出 合 計	175,473	892	176,365			892	

2 歳 入
(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
2 保険基盤安定繰入金	36,775	892	37,667
計	39,201	892	40,093

節		説明
区分	金額	
1 保険基盤安定繰入金	892	5 保険基盤安定繰入金 892

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 後期高齢者医療広域連合納付金	171,979	892	172,871			892	
計	171,979	892	172,871			892	

節		説明
区分	金額	
		2 後期高齢者医療広域連合納付金 892
18 負担金補助及び交付金	892	18 負担金補助及び交付金 892
		5 負担金
		5 茨城県後期高齢者医療広域連合保険基盤安定納付金

議案第13号

令和3年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度美浦村の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度美浦村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	555,683千円	0千円	555,683千円
支 出			
第1款 水道事業費用	551,933千円	720千円	552,653千円
第1項 営業費用	517,743千円	720千円	518,463千円

令和3年12月7日提出

美浦村長 中 島 栄

令和3年度 美浦村水道事業会計補正予算実施計画
収 益 の 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費用			551,933	720	552,653	
	1. 営業費用		517,743	720	518,463	
		2. 配水及び給水費	70,676	385	71,061	
		4. 総係費	37,625	335	37,960	

令和3年度 美浦村水道事業予定キャッシュフロー計算書

(令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日)

(単位:千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	8,969	△ 720	8,249
減価償却費	117,882	0	117,882
資産減耗費	1	0	1
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 300	0	△ 300
修繕引当金の増減額(△は減少)	1	0	1
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 1,507	0	△ 1,507
長期前受金戻入額	△ 22,284	0	△ 22,284
受取利息及び受取配当金	△ 1	0	△ 1
支払利息	15,538	0	15,538
未収金の増減額(△は増加)	300	0	300
未払金の増減額(△は減少)	△ 2,897	0	△ 2,897
たな卸資産の増減額(△は増加)	101	0	101
小計	115,803	△ 720	115,083
利息及び配当金の受取額	1	0	1
利息の支払額	△ 15,538	0	△ 15,538
業務活動によるキャッシュ・フロー	100,266	△ 720	99,546
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 304	0	△ 304
他会計補助金による収入	0	0	0
工事負担金による収入	0	0	0
加入金による収入	1,860	0	1,860
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,556	0	1,556
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 74,596	0	△ 74,596
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 74,596	0	△ 74,596
資金増加額(又は減少額)	27,226	△ 720	26,506
資金期首残高	954,815	0	954,815
資金期末残高	982,041	△ 720	981,321

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位:千円)

	職員数	給 与 費						法定福利費	合 計	
		特別職(人)	一般職(人)	報酬	給料	賃 金	手当			計
補正後	損益勘定支弁職員		5	1,730	13,905		7,341	22,976	3,941	26,917
	資本勘定支弁職員									
	合 計		5	1,730	13,905		7,341	22,976	3,941	26,917
補正前	損益勘定支弁職員		5	1,730	13,905		7,341	22,976	3,221	26,197
	資本勘定支弁職員									
	合 計		5	1,730	13,905		7,341	22,976	3,221	26,197
比較	損益勘定支弁職員								720	720
	資本勘定支弁職員									
	合 計								720	720

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後	78		161		700	324	2,677	1,731	1,670
	補正前	78		161		700	324	2,677	1,731	1,670
	比 較									

ア. 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

	職員数	給 与 費						法定福利費	合 計	
		特別職(人)	一般職(人)	報酬	給料	賃 金	手当			計
補正後	損益勘定支弁職員		4		13,905		6,978	20,883	3,606	24,489
	資本勘定支弁職員									
	合 計		4		13,905		6,978	20,883	3,606	24,489
補正前	損益勘定支弁職員		4		13,905		6,978	20,883	2,886	23,769
	資本勘定支弁職員									
	合 計		4		13,905		6,978	20,883	2,886	23,769
比較	損益勘定支弁職員								720	720
	資本勘定支弁職員									
	合 計								720	720

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後	78		161		700	324	2,314	1,731	1,670
	補正前	78		161		700	324	2,314	1,731	1,670
	比 較									

イ. 会計年度任用職員

(単位:千円)

	職員数		給 与 費					法 定 福 利 費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬	給料	賃 金	手当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	1	1,730			363	2,093	335	2,428
	資本勘定支弁職員								
	合 計	1	1,730			363	2,093	335	2,428
補 正 前	損益勘定支弁職員	1	1,730			363	2,093	335	2,428
	資本勘定支弁職員								
	合 計	1	1,730			363	2,093	335	2,428
比 較	損益勘定支弁職員								
	資本勘定支弁職員								
	合 計								

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤 務手当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後							363		
	補正前							363		
	比 較									

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位:千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分	一般行政職	給与改定の状況 前年度 給与改定率 0.00 % 本年度 給与改定率(見込) 0.00 %
		昇給に伴う増減分	一般行政職	
		その他の増減分	採用、退職に係る増減 採用 人 退職 人 会計間の異動 人 その他	職員数の異動状況(会計年度任用職員以外) 現に在職する職員数 補正後 4人 人 4人 補正前 4人 人 4人 増減 人 人 人 採用、退職の状況 採用 退職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職員手当		制度改正に伴う増減分	住居手当 勤勉手当	
		その他の増減分	扶養手当 通勤手当 住居手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	

3. 給与及び手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

(単位:円)

区 分		事 務 職	技 術 職
令和3年12月1日現在	平均給料月額	371,350	260,000
	平均給与月額	390,402	272,843
	平均年令	46歳 0月	33歳 4月
令和3年9月1日現在	平均給料月額	371,350	260,000
	平均給与月額	420,726	268,500
	平均年令	45歳 9月	33歳 1月

イ. 初 任 給

(単位:円)

区 分	一般行政職(円)	一般会計の制度	
		一般行政職(円)	
高 校 卒	154,900	154,900	
大 学 卒	182,200	182,200	

ウ. 級別職員数

区 分	一般行政職			一般会計の制度		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和3年12月1日現在	7	()	()	7	()	()
	6	()	()	6	()	()
	5	()	()	5	()	()
	4	1	33.3	4	()	()
	3	1	33.3	3	()	()
	2	()	()	2	()	()
	1	()	()	1	()	()
	計	3	100.0	計	()	()
令和3年9月1日現在	7	()	()	7	()	()
	6	()	()	6	()	()
	5	1	33.3	5	()	()
	4	1	33.3	4	()	()
	3	1	33.3	3	()	()
	2	()	()	2	()	()
	1	()	()	1	()	()
	計	3	100.0	計	()	()

(級別の標準的な職務内容)

区 分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、技師補、主事、技師の職務	困難な職務を分掌する主事、技師の職務	主任、係長の職務	困難な職務を分掌する係長の職務、主査、主任主査の職務	困難な職務を分掌する主任主査の職務、課長補佐及び出先機関の長を補佐する職務、課長の職務	特に困難な職務を分掌する課長の職務、特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長の職務	部長の職務

エ. 昇 給

区 分		合 計	代表的な職種			
補 正 後	職員数(A)(人)	3				
	昇給に係る職員数(B)(人)					
	号給数別内訳	2号給(人)				
		4号給(人)				
		6号給(人)				
		8号給(人)				
	号給(人)					
比 率(B)/(A) (%)						
特別昇給に係る職員数(人)						
補 正 前	職員数(A)(人)	3				
	昇給に係る職員数(B)(人)					
	号給数別内訳	2号給(人)				
		4号給(人)				
		6号給(人)				
		8号給(人)				
	号給(人)					
比 率(B)/(A) (%)						
特別昇給に係る職員数(人)						

オ. 特殊勤務手当

	全職種			
給料総額に対する比率(%)	0			
支給対象職員の比率(%)	0			
代表的な特殊勤務手当の名称				

カ. 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(<u>1.175</u>) 2.225	(<u>1.175</u>) 2.225	(<u>2.35</u>) 4.45	有	
補正前	(<u>1.175</u>) 2.225	(<u>1.175</u>) 2.225	(<u>2.35</u>) 4.45	有	
一般会計の制度	(<u>1.175</u>) 2.225	(<u>1.175</u>) 2.225	(<u>2.35</u>) 4.45	有	

()内は、再任用職員である。

キ. 定年退職及び勸奨退職による退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	同上	

ク. その他の手当

区 分	一般会計の制度との差異	差異の内容
扶養手当	一般会計の制度に同じ	
地域手当	〃	
住居手当	〃	
通勤手当	〃	

令和3年度 美浦村水道事業会計補正予算明細書

収 益 の 支 出

支 出

(単位 : 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 水道事業費用			551,933	720	552,653
	1. 営業費用		517,743	720	518,463
		1. 配水及び給水費	70,676	385	71,061
		2. 総係費	37,625	335	37,960

節		説 明	
区 分	金 額		
法定福利費	385	・法定福利費	385
法定福利費	335	・法定福利費	335

議案第14号

令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和3年度美浦村の下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度美浦村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 事業収益	866,533千円	15,422千円	881,955千円
第2項 営業外収益	532,144千円	15,422千円	547,566千円
支 出			
第1款 事業費用	859,488千円	15,443千円	874,931千円
第1項 営業費用	773,061千円	15,443千円	788,504千円

令和3年12月7日提出

美浦村長 中 島 栄

令和3年度 美浦村下水道事業会計補正予算実施計画
収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 事業収益			866,533	15,422	881,955	
	2. 営業外収益		532,144	15,422	547,566	
		3. 補助金		21,250	15,422	36,672

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 事業費用			859,488	15,443	874,931	
	1. 営業費用		773,061	15,443	788,504	
		5. 業務費	30,372	15,262	45,634	
		6. 総係費	31,142	181	31,323	

令和3年度 美浦村下水道事業予定キャッシュフロー計算書

(令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日)

(単位:千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	1,110	△ 1,423	△ 313
減価償却費	479,247	0	479,247
貸倒引当金の増減額(△は減少)	40	0	40
賞与引当金の増減額(△は減少)	217	0	217
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	65	0	65
長期前受金戻入額	△ 310,960	0	△ 310,960
受取利息及び受取配当金	0	0	0
支払利息	71,722	0	71,722
未収金の増減額(△は増加)	33,625	0	33,625
未払金の増減額(△は減少)	△ 55,638	1,402	△ 54,236
たな卸資産の増減額(△は増加)	0	0	0
小計	219,428	△ 21	219,407
利息及び配当金の受取額	0	0	0
利息の支払額	△ 71,722	0	△ 71,722
業務活動によるキャッシュ・フロー	147,706	△ 21	147,685
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 634,477	0	△ 634,477
補助金による収入	272,923	0	272,923
工事負担金による収入	0	0	0
加入金による収入	14,216	0	14,216
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 347,338	0	△ 347,338
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債の収入	372,800	0	372,800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 262,347	0	△ 262,347
財務活動によるキャッシュ・フロー	110,453	0	110,453
資金増加額(又は減少額)	△ 89,179	△ 21	△ 89,200
資金期首残高	799,976	0	799,976
資金期末残高	710,797	△ 21	710,776

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位:千円)

		職員数		給 与 費					法 定 福 利 費	合 計
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬	給料	賃 金	手当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員		3		12,439		9,309	21,748	4,036	25,784
	資本勘定支弁職員		2		7,295		3,975	11,270	2,119	13,389
	合 計		5		19,734		13,284	33,018	6,155	39,173
補 正 前	損益勘定支弁職員		3		12,439		9,128	21,567	4,036	25,603
	資本勘定支弁職員		2		7,295		3,975	11,270	2,119	13,389
	合 計		5		19,734		13,103	32,837	6,155	38,992
比 較	損益勘定支弁職員						181	181		181
	資本勘定支弁職員									
	合 計						181	181		181

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤 務手当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後	654		178		976	432	4,625	3,712	2,707
	補正前	654		178		795	432	4,625	3,712	2,707
	比 較					181				

ア. 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

		職員数		給 与 費					法 定 福 利 費	合 計
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬	給料	賃 金	手当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員		3		12,439		9,309	21,748	4,036	25,784
	資本勘定支弁職員		2		7,295		3,975	11,270	2,119	13,389
	合 計		5		19,734		13,284	33,018	6,155	39,173
補 正 前	損益勘定支弁職員		3		12,439		9,128	21,567	4,036	25,603
	資本勘定支弁職員		2		7,295		3,975	11,270	2,119	13,389
	合 計		5		19,734		13,103	32,837	6,155	38,992
比 較	損益勘定支弁職員						181	181		181
	資本勘定支弁職員									
	合 計						181	181		181

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤 務手当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後	654		178		976	432	4,625	3,712	2,707
	補正前	654		178		795	432	4,625	3,712	2,707
	比 較					181				

イ. 会計年度任用職員

(単位:千円)

	職員数	給 与 費						法 定 福 利 費	合 計
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬	給料	賃 金	手当		
補 正 後	損益勘定支弁職員								
	資本勘定支弁職員								
	合 計								
補 正 前	損益勘定支弁職員								
	資本勘定支弁職員								
	合 計								
比 較	損益勘定支弁職員								
	資本勘定支弁職員								
	合 計								

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤 務手当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後									
	補正前									
	比 較									

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位:千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分	一般行政職	給与改定の状況 前年度 給与改定率 % 本年度 給与改定率(見込) %
		昇給に伴う増減分	一般行政職	
		その他の増減分	採用、退職に係る増減 採用 人 退職 人 会計間の異動 人 その他	職員数の異動状況(会計年度任用職員以外) 現に在職する職員数 補正後 5人 人 5人 補正前 5人 人 5人 増減 人 人 人 採用、退職の状況 採用 人 退職 人 計 人 会計間の異動 人
職員手当	181	制度改正に伴う増減分	住居手当 勤勉手当	
		その他の増減分	181 扶養手当 通勤手当 住居手当 時間外勤務手当 181 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	

3. 給与及び手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

(単位:円)

区 分		事 務 職	技 術 職
令和3年12月1日現在	平均給料月額	344,500	302,650
	平均給与月額	396,592	305,750
	平均年令	47歳 4月	38歳 2月
令和3年9月1日現在	平均給料月額	344,500	302,650
	平均給与月額	391,275	305,750
	平均年令	47歳 1月	37歳11月

イ. 初 任 給

(単位:円)

区 分	一般行政職(円)	一般会計の制度	
		一般行政職(円)	
高 校 卒	154,900	154,900	
大 学 卒	182,200	182,200	

ウ. 級別職員数

区 分	一般行政職			一般会計の制度		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和3年12月1日現在	7	()	()	7	()	()
	6	()	()	6	()	()
		1	20.0			
	5	()	()	5	()	()
	4	()	()	4	()	()
		2	40.0			
	3	()	()	3	()	()
		1	20.0			
令和3年9月1日現在	2	()	()	2	()	()
		1	20.0			
	1	()	()	1	()	()
	計	()	()	計	()	()
		5	100.0			
	7	()	()	7	()	()
	6	()	()	6	()	()
		1	20.0			
令和3年9月1日現在	5	()	()	5	()	()
	4	()	()	4	()	()
		2	40.0			
	3	()	()	3	()	()
		1	28.5			
	2	()	()	2	()	()
		1	20.0			
	1	()	()	1	()	()
計	()	()	計	()	()	
	5	100.0				

(級別の標準的な職務内容)

区 分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、技師補、主事、技師の職務	困難な職務を分掌する主事、技師の職務	主任、係長の職務	困難な職務を分掌する係長の職務、主査、主任主査の職務	困難な職務を分掌する主任主査の職務、課長補佐及び出先機関の長を補佐する職務、課長の職務	特に困難な職務を分掌する課長の職務、特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長の職務	部長の職務

エ. 昇 給

区 分		合 計	代表的な職種			
補 正 後	職員数(A)(人)	5				
	昇給に係る職員数(B)(人)					
	号給数別内訳	2号給(人)				
		4号給(人)				
		6号給(人)				
		8号給(人)				
	号給(人)					
比 率(B)/(A) (%)						
特別昇給に係る職員数(人)						
補 正 前	職員数(A)(人)	5				
	昇給に係る職員数(B)(人)					
	号給数別内訳	2号給(人)				
		4号給(人)				
		6号給(人)				
		8号給(人)				
	号給(人)					
比 率(B)/(A) (%)						
特別昇給に係る職員数(人)						

オ. 特殊勤務手当

	全職種			
給料総額に対する比率(%)	0			
支給対象職員の比率(%)	0			
代表的な特殊勤務手当の名称				

カ. 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{2.35}{4.45}$)	有	
補正前	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{2.35}{4.45}$)	有	
一般会計の制度	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{1.175}{2.225}$)	($\frac{2.35}{4.45}$)	有	

()内は、再任用職員である。

キ. 定年退職及び勸奨退職による退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置 等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置(2~20%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	同上	

ク. その他の手当

区 分	一般会計の制度との差異	差異の内容
扶養手当	一般会計の制度に同じ	
地域手当	〃	
住居手当	〃	
通勤手当	〃	

令和3年度 美浦村下水道事業会計補正予算明細書

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 事業収益			866,533	15,422	881,955
	2. 営業外収益		532,144	15,422	547,566
		3. 補助金	21,250	15,422	36,672

節		説 明
区 分	金 額	
県補助金	15,422	・下水道接続支援事業補助金 11,750 ・農業集落排水接続支援事業補助金 3,672

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 事業費用			859,488	15,443	874,931
	1. 営業費用		773,061	15,443	788,504
		5. 業務費	30,372	15,262	45,634
		6. 総係費	31,142	181	31,323

節		区 分	金 額	説 明
補助金	15,262			・下水道接続工事費補助金 11,700 ・農業集落排水接続工事費補助金 3,562
手当	181			・時間外勤務手当 181

議案第15号

令和3年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度美浦村の電気事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
発 電 所 保 守 管 理 業 務	令和4年度～令和6年度	8,430千円

令和3年12月7日提出

美浦村長 中 島 栄